

山口県報

令和8年
3月24日
(火曜日)

目次

○条例

山口県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例……………一

山口県行政手続条例の一部を改正する条例……………二

本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例……………三

山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………三



山口県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

山口県条例第一号

山口県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例

山口県公益認定等審議会条例（平成二十年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「公益法人」の下に「若しくは公益信託（公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第二条第一項第一号に規定する公益信託をいう。）」を加える。

附則

一般職の職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例……………四

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例……………一九

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例……………二〇

山口県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例……………二一

山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例……………二八

国民健康保険給付費等交付金の交付及び国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例の一部を改正する条例……………二八

食品衛生法の規定に基づく公衆衛生上必要な基準を定める条例の一部を改正する条例……………三〇

下関漁港地方卸売市場条例の一部を改正する条例……………三二

下関漁港管理条例の一部を改正する条例……………三三

山口県工業用水道条例の一部を改正する条例……………三三

山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例……………三四

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………三四

山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例……………三五

山口県青少年自然の家条例の一部を改正する条例……………三五

山口県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例……………三六

山口県監査委員条例の一部を改正する条例……………三八

山口県知事 村岡 嗣 政

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

山口県行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第二号

山口県行政手続条例の一部を改正する条例

山口県行政手続条例（平成七年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第三項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の一項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第一項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第十五条第一項中「同条第三項後段」を「同条第四項後段」に改める。

第二十一条第三項中「第十四条第三項」及び「同条第三項」の下に「及び第四項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「と、」の下に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から二週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第二十八条中「第十四条第三項及び」の下に「第四項並びに」を加え、「同項第三号」を「同条第四項中「第一項第三号」に、「同条第三号」を「第二十七条第三号」に、「同条第三項後段」を「同条第四項後段」に、「第十四条第三項後段」を「第十四条第四項後段」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年五月二十一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の山口県行政手続条例第十四条第三項及び第四項（これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

山口県知事 村岡嗣政

山口県条例第三号

本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

本人確認情報の利用及び提供に関する条例（平成十九年山口県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第四条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号及び第七号を削り、第八号を第五号とし、第九号から第十七号までを三号ずつ繰り上げ、同条第十八号中「又は督促状」を削り、同号を同条第十五号とする。

第五条第一号中「第二百四十二条第一項及び」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

山口県知事 村岡嗣政

山口県条例第四号

山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山口県の事務処理の特例に関する条例（平成十二年山口県条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の四中「及び柳井市」を削り、同表第十八号の十四レ中「夕」を「レ」に改め、同号中レをソとし、同号夕中「第五十一条第四項」を「第五十一条第五項」に改め、同号中夕をレとし、同号ヨ中「第五十一条第三項」を「第五十一条第四項」に改め、同号中ヨを夕とし、カの次に次のように加える。

ヨ 法第五十一条第三項の規定による公表をすること（イ及びニに掲げるものに係るものに限る。）。

別表第十八号の十五へ中「第十五条の四第一項」を「第十六条第一項」に改め、同号ト中「第十五条の四第二項」を「第十六条第二項」に改め、同表第三十四号の八口中「第六十九条第二項」を「第七十条第二項」に改め、同号ル中「第七十条第一項」を「第七十一条第一項」に改め、同号中ルをヲとし、同号ヌ中「第六十九条第一項」を「第七十条第一項」に改め、同号中ヌをルとし、同号リ中「第六十八条」を「第六十九条」に改め、同号中リをヌとし、同号チ中「第六十七条第三項」を「第六十八条第三項」に改め、同号ト中「第六十七条第二項」を「第六十八条第二項」に改め、同号ト中「第六十六条」を「第六十七条」に改め、同号中トをヌとし、同号ホ中「第六十五条」を「第六十六条」に改め、同号中ホをへとし、同号ニ中「第五十八条第一項」を「第五十九条第一項」に改め、同号中ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 法第五十七条第二項及び第三項の規定による届出を受理すること。

別表第三十四号の八に次のように加える。

ワ イからヲまでに掲げるもののほか、法の施行に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第三十四号の十口を削り、同号ハ中「及びロ」を削り、同号中ハを口とする。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。ただし、別表第十八号の十四、第十八号の十五、第三十四号の八及び第三十四号の十の改正規定は、公布の日から施行する。

一般職の職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第五号

一般職の職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第一条 一般職の職員等の旅費に関する条例(昭和二十九年山口県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条―第九条)

第二章 旅費の種目及び内容

第一節 通則(第十条)

第二節 交通費(第十一条―第十四条)

第三節 宿泊費等(第十五条―第十七条)

第四節 転居費等(第十八条―第二十条)

第五節 その他の種目(第二十一条)

第三章 雑則(第二十二条―第二十八条)

附則

第二条第一項第四号中「職員については」を「場合又は旅行命令権者が認める場合には」に、「又は居所」を「居所その他旅行命令権者が認める場所」に改め、同条第六号中「若しくはその扶養親族」を削り、「根拠地」を「根拠」に改め、同条第七号を次のように改める。

七 家族 職員の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。

第二条第一項に次の一号を加える。

九 旅行役務提供者 旅行者(旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)第六条の四第一項に規定する旅行者をいう。)(その他の規則で定める者(以下この号において「旅行者等」という。))であつて、県と旅行役務提供契約(旅行者等が県に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、県が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第七項において同じ。))を締結したものをいう。

第二条第二項及び第三項を削る。

第三条第二項に次の一号を加える。

四 職員が、県外の在勤地（規則で定めるものに限る。）において退職（次に掲げる退職に限る。第二十二条第二項において同じ。）となり、一定の期間内に帰住した場合には、当該職員

イ 年齢六十五年に達した日以後の最初の三月三十一日における退職

ロ 年齢六十年に達した日以後の最初の三月三十一日における退職

ハ イ及びロに掲げるもののほか、旅費の支給に関し知事が必要と認める退職

第三条第五項中「（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）」及び「その出發前に」を削り、「を取り消され」を「の変更（取消しを含む。同項及び同条第四項並びに第五条において同じ。）を受け」に、「において」を「その他規則で定める場合には」に改め、「があるときは、当該金額」を削り、「なつた」を「なる金額又は支出を要する」に改め、同項各号を次のように改める。

一 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含み、第十四条第二項本文に規定する費用に相当する部分を除く。）については、第十一条第一項各号、第十二条第一項各号、第十三条第一項各号及び第十四条第一項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第六条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻しを受け、それができない額又は所要の取消しを受け、当該各費用ごとのいずれか少ない額の合計額

二 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）については、当該各種目について第十五条、第十六条、第十八条、第十九条及び第二十条第一項並びに第六条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻しを受け、それができない額又は所要の取消しを受け、当該各費用ごとのいずれか少ない額の合計額

三 前二号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令等の変更等に伴い支給する必要があるものとして旅行命令権者が認めた額

第三条第六項中「（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）」及び「交通機関の事故又は」を削り、「知事が」を「規則で」に改め、同項第一号中「輸送機関」を「交通手段」に、「乗船券等の切符類」を「乗船券、

航空券等」に改め、「(以下「切符類」という。)」を削り、「以下本条」を「次号」に改め、同項第二号中「(切符類については、購入金額のうち、未使用部分に相当する金額)」を削り、同条に次の一項を加える。

7 第一項、第二項、第四項及び第五項に規定する場合において、県が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第四条第三項中「を変更(取消しを含む。以下同じ。)」するを「の変更をする」に、「第五条第一項」を「次条第一項」に、「これを變更する」を「その變更をする」に改め、同条第四項中「これを變更する」を「その變更をする」に、「」に当該旅行に関する「を」に規則で定める」に、「これを当該」を「当該事項を当該」に、「提示し」を「通知し」に改め、同項第一号中「旅行に関する」を削り、「し、これを提示する」を「する」に改め、同条第五項中「これを變更した」を「その變更をする」に、「当該旅行に関する」を「前項に定める」に改め、「、これを当該旅行者に提示し」を削り、同条第六項中「提示する」を「通知する」に改め、同条第七項中「前三項」を「第四項及び前項」に、「提示」を「通知」に改め、同条第八項を削る。

第五条第一項中「変更された」を「変更を受けた」に、「本条」を「この条」に改め、同条第二項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第六条を削る。

第七条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(旅費の計算)」を付し、同条中「旅費は」の下に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして第十条で定める種目及び内容に基づき」を加え、「但し」を「ただし」に、「よつて旅行し」を「より旅行し」に改め、同条を第六条とする。

第八条から第十二条までを削る。

第十三条に見出しとして「(年度経過等による区分)」を付し、同条中「鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中」を「移動中に」、「経過、職務の等級の變更等」を「経過等」に、「又は車賃(扶養親族移転料)」を「及びその他の交通費(家族移転費)」に改め、「の旅費」を削り、「計算する」を「算定する」に改め、「には、」の下に「年度の経過等の後に」を加え、同条を第七条とする。

第十四条第一項中「もの」の下に「並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を加え、同条第七項中「及び様式」を削り、同条を第八条とする。

第十五条を第九条とする。

第二章を次のように改める。

第二章 旅費の種目及び内容

第一節 通則

(旅費の種目及び内容)

第十条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費及び旅行雑費とし、これらの内容については、この章の定めるところによる。

第二節 交通費

(鉄道賃)

第十一条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。次項及び第十四条第一項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第六号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 運賃

二 急行料金

三 寝台料金

四 座席指定料金

五 特別車両料金

六 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級の運賃の額とする。

(船賃)

第十二条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項及び第十四条第一項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号か

ら第五号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

一 運賃

二 寝台料金

三 座席指定料金

四 特別船室料金

五 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級の運賃の額とする。
(航空賃)

第十三条 航空賃は、航空機(航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二条第十八項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項及び次条第一項において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第二号及び第三号に掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

一 運賃

二 座席指定料金

三 前二号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。
(その他の交通費)

第十四条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第二号から第四号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

一 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

二 道路運送法第三条第一号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定す

る自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃

三 前二号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す家用自動車(次項において「有償借受け自動車」という。)の賃料その他の移動に直接要する費用

四 前三号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第三号に掲げる費用のうち、家用自動車(有償借受け自動車を除く。)を利用する移動に直接要する費用(有料道路の通行料を除く。)の額は、一キロメートルにつき三十円とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の当該費用で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

3 前項に規定する費用は、全路程を通過して計算する。

4 前項の規定により通算した路程に一キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

第三節 宿泊費等

(宿泊費)

第十五条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して別表で定める額(以下「宿泊費基準額」という。)とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として知事が定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第十六条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る前節の規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第十七条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して別表で定める一夜当たりの定額とする。

第四節 転居費等

(転居費)

第十八条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用(第二十条第一項各号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。)とし、その額は、転居の実態を勘案して次に掲げる方法により算定される額とする。

一 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

二 前号の場合において、当該運送に要する額が知事が定める額を超えないときは、同号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

三 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

四 旅行者が宅配便又は自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法（当該運送に要する額が運送業者に依頼したものととして第一号の規定により算定した額を超える場合にあっては、当該額とする方法）

五 前号の場合において、当該運送に要する額が知事が定める額を超えないときは、同号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

（着後滞在費）

第十九条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、五夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当並びに旅行雑費の五日分の合計額に相当する額とする。

（家族移転費）

第二十条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

一 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、着後滞在費及び旅行雑費の合計額に相当する額

二 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第二号に規定する期間を延長することができる。

第五節 その他の種目

（旅行雑費）

第二十一条 旅行雑費は、旅行中の電話等の通信に要する費用とし、その額は、一日につき三百円とする。
第三十条を削る。

第三章中第三十一条を第二十四条とし、同条の前に次の二条を加える。

(退職者等の旅費)

第二十二条 第三条第二項第一号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から三月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて次に掲げるものとする。

一 職員が出張のための旅行中に退職等となつた場合には、出張の例に準じ、退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費

二 職員が赴任のための旅行中に退職等となつた場合には、赴任の例に準じ、退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費

2 第三条第二項第四号の規定により支給する旅費は、退職の日の翌日から一月以内における当該退職に伴う帰住について、赴任の例に準じ、旧在勤地から生活の根拠となる地に旅行するものとして計算した旅費（着後滞在費を除く。）とする。

3 前二項の場合において、退職等となつた職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

4 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第一項及び第二項に規定する期間を延長することができる。
(遺族の旅費)

第二十三条 第三条第二項第二号又は第三号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて次に掲げるものとする。

一 職員が出張のための旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

二 職員が赴任のための旅行中に死亡した場合には、前号に掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第二条第一項第八号に掲げる順位により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

第三十二条第一項中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した」を「県以外の者から旅費の支給を受ける」に、「その他当該」を「その他」に改め、同条を第二十五条とし、同条の次に次の二条を加える。

(旅費の支給額の上限)

第二十六条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含み、第十四条第二項本文に規定する費用に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、第十一条第一項各号、第十二条第一項各号、第十三条第一項各号及び第十四条第一項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第六条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第十五条、第十六条、第十八条、第十九条及び第二十条第一項並びに第六条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の返納)

第二十七条 支払担当者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支払担当者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支払担当者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

第三十三条を第二十八条とする。

附則第二項中「第十七条第一項第二号イ中「上級の運賃」とあるのは「下級の運賃」とし、第十六条第一項第三号及び第十七条第一項第五号」を「第十一条第一項第五号及び第十二条第一項第四号」に改める。

別表の三の表を削る。

(非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部改正)

第二条 非常勤職員の報酬及び費用弁償条例（昭和二十八年山口県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

別表中

	七級の職務にある者の旅費相当額
--	-----------------

を

一般職の職員等の旅費に関する職員の旅費を受ける職員の旅費相当額

に改め、同表の備考を削る。

<p>六級の職務にある者の旅費相当額（任命権者が特に必要と認められる場合は、他の職員の場合、他の職員を考慮して当該任命権者が知事と協議して定める額）</p>	<p>一般職の職員の旅費との均衡を考慮して任命権者が知事と協議して定める額</p>
<p>（山口県実費弁償条例の一部改正）</p>	

（山口県実費弁償条例の一部改正）
 第三条 山口県実費弁償条例（昭和三十一年山口県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「に規定する二級の職務にある者」を「の適用を受ける職員」に改める。

（山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正）

第四条 山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十一年山口県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「、車賃」を削り、「別表第三」の下に「、別表第四」を加え、「別表第四」を「別表第五」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項後段を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第三条関係）

鉄道賃	運賃、急行料金、寝台料金、座席指定料金、特別車両料金及びこれらに付随する費用	船賃	運賃、寝台料金、座席指定料金、特別船室料金及びこれらに付随する費用	航空賃	運賃、座席指定料金及びこれらに付随する費用	旅行雑費 (一日につき)
					三〇〇円	

備考

- 1 鉄道賃の欄中運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級の運賃の額とする。
- 2 船賃の欄中運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級の運賃の額とする。
- 3 航空賃の欄中運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動するときは最下級の直近上位の級の運賃の額とする。

別表第四を別表第五とする。

別表第三に次の備考を加える。

備考 移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用の額にあつては、当該移動に係る別表第二（旅行雑費に係る部分を除く。）及び別表第三の規定による額並びに当該宿泊に係る宿泊費の額の合計額とする。

別表第三を別表第四とし、別表第二の次に次の一表を加える。

別表第三（第三条関係）

<p>一 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃</p> <p>二 道路運送法第三条第一号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃</p> <p>三 前二号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡</p>
--

す家用自動車（以下「有償借受け自動車」という。）の賃料その他の移動に直接要する費用
四 前三号に掲げる費用に付随する費用

備考 第三号に掲げる費用のうち、家用自動車（有償借受け自動車を除く。）を利用する移動に直接要する費用（有料道路の通行料を除く。）の額は、一キロメートルにつき三十円とする。

（知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第五条 知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和三十二年山口県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「日当相当額については、同条例の規定により職員に支給される旅行雑費の額による」を「航空賃の運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動するときは最下級の直近上位の級の運賃の額とする」に改める。

付則第四項中「車賃の」を「次に掲げるものの」に、「車賃相当額」を「旅費相当額」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 その他の交通費
- 二 旅行雑費

別表の備考中「し、「旅費相当額」とは、次の各号に掲げる旅費の種類の種類に区分に応じ、当該各号に定める法令により、当該職務にある者に支給すべきこととなる旅費の額に相当する額と」を削り、各号を削る。

（会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部改正）

第六条 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和元年山口県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「第六条第一項」を「第十条」に、「移転料、着後手当及び扶養親族移転料」を「転居費、着後滞在費及び家族移転費」に改める。

（会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部改正）

第七条 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和元年山口県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「第六条第一項」を「第十条」に、「移転料、着後手当及び扶養親族移転料」を「転居費、着後滞在費及び家族移転費」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の一般職の職員等の旅費に関する条例（以下「改正後の職員旅費条例」という。）、改正後の非常勤職員の報酬及び費用弁償条例（以下「改正後の非常勤報酬条例」という。）、改正後の山口県実費弁償条例（以下「改正後の実費弁償条例」という。）、改正後の山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）、改正後の知事等の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の知事等給与条例」という。）、改正後の会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（以下「改正後の会計年度職員給与条例」という。）及び改正後の会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（以下「改正後の学校職員給与条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に旅行命令権者が旅行命令等を発する旅行及び旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に旅行命令権者が旅行命令等を発した旅行及び旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旅行命令権者が旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に当該旅行命令等を変更する旅行については、改正後の職員旅費条例、改正後の非常勤報酬条例、改正後の実費弁償条例、改正後の議員報酬条例、改正後の知事等給与条例、改正後の会計年度職員給与条例及び改正後の会計年度学校職員給与条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に退職、免職（罷免を含む。）、失職若しくは休職となった場合又は死亡した場合に係る改正後の職員旅費条例第三条第二項の規定による旅費の支給については、なお従前の例による。
- 4 次の表の上欄に掲げる期間における改正後の職員旅費条例第三条第二項第四号イの規定の適用については、同号イ中「六十五年」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十二年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十三年

令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

六十四年

- 5 改正後の職員旅費条例第三条第五項及び第六項の規定は、これらの項に規定する者が同条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、改正前の一般職の職員等の旅費に関する条例第三条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。
- 6 改正後の職員旅費条例第二十七条の規定は、改正後の職員旅費条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第六号

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

山口県税賦課徴収条例（昭和二十五年山口県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「課税地を所管する県税事務所又は県庁の掲示場に掲示して」を「送達すべき書類を特定するために必要な情報、その送達を受けべき者の氏名及び知事又は県税事務所長がその書類を保管し、いつでも送達を受けべき者に交付する旨（以下この条において「公示事項」という。）を地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「施行規則」という。）で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を課税地を所管する県税事務所若しくは県庁の掲示場に掲示し、又は公示事項を課税地を所管する県税事務所若しくは県庁に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつて」に改める。

第二十四条第三項中「マンション建替組合、マンション敷地売却組合」を「マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合」に改める。

第二十五条第四項中「地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「 」及び「 」という。）を削る。
第五十三条の二第一項中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改める。

第八十九条の十九中「第十一条の九第三項」を「第十一条の十第三項」に改める。

附則第九条の四の七第二項中「第十条の二の二第九項」を「第十条の二の二第十項」に改め、同条第三項の表中「第十条の二の二第十一項」を「第十条の二の二第十二項」に改める。

附則第十三条第一項中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第八十九条の十九、附則第九条の四の七第二項、同条第三項の表及び第十三条第一項の改正規定 公布の日

二 第十四条及び第二十五条第四項の改正規定並びに次項の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第一号）附則第一条第十
二号に規定する規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

2 改正後の山口県税賦課徴収条例（以下「改正後の条例」という。）第十四条の規定は、前項二号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（地方消費税に関する経過措置）

3 改正後の条例第五十三条の二第一項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に効力が生ずる地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の八十第一項ただし書に規定する公益信託（公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）附則第四条第一項に規定する移行認可（以下「移行認可」という。）を受けた信託を含む。）について適用し、施行日前に効力が生じた公益信託に関する法律による改正前の公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条に規定する公益信託（移行認可を受けたものを除く。）については、なお従前の例による。

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

山口県知事 村岡嗣政

山口県条例第七号

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例

山口県使用料手数料条例（昭和三十一年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の7の表五の項中「千四百八十六円」を「千六百五十八円」に改め、別表第一の8の表三十三の二の項中「要除却認定マンション」を「要除却等認定マンション」に、「建替え」を「うち、建替え」に、「の容積率」を「又は更新がされるマンションの容積率又は各部分の高さ」に改める。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

山口県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

山口県知事 村岡嗣政

山口県条例第八号

山口県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

山口県道路占用料徴収条例（昭和二十九年山口県条例第十九号）の一部を次のように改正する。
別表の備考以外の部分を次のように改める。

第一種電柱	占用物件		占用料		
	単位		占用物件の所在地		
	甲地	乙地	丙地		
	六七〇円	五七〇円	五三〇円		

法第三十		法第三十 第二項 に掲げる 物件									
自動運行		外径が一メートル以上のもの			外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの		外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの		外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの		その他のもの
法第二 条第五 項に規 定する 自動運 行装置 の設置 に對し ての検 査対象 とする もの		地下に設けるもの		その他のもの		長さ一メートルにつき一年		長さ一メートルにつき一年		方メートルにつき一年	
一二円	四円	七二〇円	三六〇円	二五〇円	一四〇円	一一〇円	七二円	五四円	三六円	二五円	一、二〇〇円
一〇円	三円	六一〇円	三二〇円	二二〇円	一一〇円	九二円	六一円	四六円	三一円	二二円	一、〇〇〇円
九円	三円	五六〇円	二八〇円	二〇〇円	一一〇円	八五円	五六円	四二円	二八円	二〇円	九四〇円

令第七條第四号に掲げる工事用材料	令第七條第三号に掲げる施設	令第七條第二号に掲げる工作物	道路法施行令(昭和三十七年四月九日)第九十號の表に掲げる第一号に掲げる物件										施設 その他のもの
			アーチ		幕(令第七條第四号に掲げる工事用施設であつて、除く。)		旗ざお		標識	看板(アーチを除く。)			
			その他のもの	車道を横断するもの	その他のもの	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その他のもの	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		その他のもの	一時的に設けるもの		
平方メートルにつき一年	平方メートルにつき一年	一基につき一月	平方メートルにつき一月	平方メートルにつき一日	平方メートルにつき一月	一本につき一日	一本につき一年	平方メートルにつき一年	平方メートルにつき一月	平方メートルにつき一月			
一九〇円	Aに〇・〇三四を乗じて得た額	一、二〇〇円	九五〇円	一、九〇〇円	一九〇円	一九円	一九〇円	一九円	九六〇円	一、九〇〇円	一九〇円	一九〇円	
九〇円		一、〇〇〇円	四五〇円	九〇〇円	九〇円	九円	九〇円	九円	八二〇円	九〇〇円	九〇円	九〇円	
五八円		九四〇円	二九〇円	五八〇円	五八円	六円	五八円	六円	七五〇円	五八〇円	五八円	五八円	

令第七号に掲げる施設		令第七号に掲げる施設		令第七号に掲げる施設			令第七号第六号に掲げる仮設建築物及び同条第七号に掲げる施設	
自動車場	設置する施設	その他のもの	建築物	その他のもの	地下（トンネルの地下を除く。）に設けるもの	上の地下（トンネルの地下を除く。）に設けるもの	上空に設けるもの	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの
その他のもの	建築物	その他のもの	建築物	その他のもの	階数が三以上のもの	階数が二のもの	階数が一のもの	
占用面積一平方メートルにつき一年								
Aに〇・〇二四を乗じて得た額		Aに〇・〇二四を乗じて得た額	Aに〇・〇二四を乗じて得た額	Aに〇・〇二六を乗じて得た額	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額	Aに〇・〇〇六を乗じて得た額	Aに〇・〇〇四を乗じて得た額	Aに〇・〇一八を乗じて得た額
Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額	Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇一を乗じて得た額
Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額	Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇一を乗じて得た額
一二〇円		一〇〇円		九四円				

令第七条第十四号及び第十五号に掲げる施設	令第七条第十三号に掲げる施設			令第七条第十二号に掲げる器具	令第七条第十一号に掲げる建築物		
	トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	上空に設けるもの	その他のもの		トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	上空に設けるもの	その他のもの
Aに○・○三四を乗じて得た額	Aに○・○三四を乗じて得た額	Aに○・○二四を乗じて得た額	Aに○・○一七を乗じて得た額	Aに○・○二六を乗じて得た額	Aに○・○二四を乗じて得た額	Aに○・○二四を乗じて得た額	Aに○・○一七を乗じて得た額
			Aに○・○二四を乗じて得た額				Aに○・○二四を乗じて得た額
			Aに○・○二四を乗じて得た額				Aに○・○二四を乗じて得た額
			Aに○・○二四を乗じて得た額				Aに○・○二四を乗じて得た額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三十二条第一項又は第三項の許可を受けて設置されている同法第三十九条の八に規定する占用物件で改正後の山口県道路占用料徴収条例(以下「改正後の条例」という。)第二条第一項の規定により算定した占用料の額(以下「新占用料額」という。)が改正前の山口県道路占用料徴収条例第二条第一項の規定により算定した占用料の額に百分の百二十を乗じて得た額を超えるものの占用料の額については、改正後の条例第二条第一項の規定にかかわらず、新占用料額を限度として知事が別に

定めることができる。

山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

山口県知事 村岡嗣政

山口県条例第九号

山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例

山口県資金積立基金条例（昭和六十年山口県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表山口県安心・安全基盤強化基金の項の次に次のように加える。

やまぐち若者育成・県内定着促進基金	若者の進学の支援及び卒業後の県内への定着の促進を図ること。	中欄に掲げる設置の目的を達成するため知事が必要があると認める経費の財源に充てるとき。
-------------------	-------------------------------	--

別表に次のように加える。

山口県公立高等学校教育改革促進基金	公立の高等学校における教育改革の促進を図ること。	中欄に掲げる設置の目的を達成するため知事が必要があると認める経費の財源に充てるとき。
-------------------	--------------------------	--

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表山口県安心・安全基盤強化基金の項の次に次のように加える改正規定は、令和八年四月一日から施行する。

国民健康保険給付費等交付金の交付及び国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第十号

国民健康保険給付費等交付金の交付及び国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例の一部を改正する条例

国民健康保険給付費等交付金の交付及び国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例（平成二十九年山口県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第四条中「一を」を「零を」に改める。

第五条中「同項第一号」を「同項第三号」に改め、同条に次の一項を加える。

2 政令第九条第四項第三号イ(1)の区域内市町村群において共同して負担する部分は、政令第二条第四項に規定する部分とする。

第十八条を第二十二条とし、第十七条の次に次の四条を加える。

（子ども・子育て支援納付金納付金所得係数）

第十八条 政令第十一条の二第一項第二号イ(1)の子ども・子育て支援納付金納付金所得係数は、同条第三項第一号に掲げる額を同項第二号に掲げる額で除して得た数を基準とする。

（子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合）

第十九条 政令第十一条の二第一項第二号イ(2)の子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合は、同条第四項第一号に掲げる数とする。

（子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合）

第二十条 政令第十一条の二第一項第二号ロの子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合は、同条第五項第二号に掲げる数とする。

（子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数）

第二十一条 政令第十一条の二第五項第二号イ(2)の子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数は、〇・七を基準とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 次の表の上欄に掲げる期間における改正後の国民健康保険給付費等交付金の交付及び国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例第
 四条の規定の適用については、同条中「零」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで	〇・八
令和九年四月一日から令和十年三月三十一日まで	〇・六
令和十年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	〇・四
令和十一年四月一日から令和十二年三月三十一日まで	〇・二

食品衛生法の規定に基づく公衆衛生上必要な基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第十一号

食品衛生法の規定に基づく公衆衛生上必要な基準を定める条例の一部を改正する条例

食品衛生法の規定に基づく公衆衛生上必要な基準を定める条例（平成十二年山口県条例第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の四の項第一号中「をいう。」を「をいい、従事者が常駐せず全自動調理機（自動的に食品を調理し、調理された食品を提供するこ
 とができる機能を有する調理器具であつて、同号に規定する調理の機能を有する自動販売機と同等以上の材質、構造、機能等を有するものをい
 う。以下同じ。）により調理された食品を販売する営業を除く。」に改め、同項第三号中「もの」の下に「（従事者が常駐せず全自動調理機に
 より調理された食品を販売するものを除く。）」を加え、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次
 に次の一号を加える。

四 飲食店営業のうち、従事者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売するものにあつては、二の項第九号、第十号、第十四
 号、第十五号、第十六号、第十九号及び第二十号並びに三の項第八号の規定は、適用しない。

別表第二の一の項を次のように改める。

一 飲食店営業

- 一 自動車において調理をする場合（従事者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合を除く。）にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。
 - イ 簡易な営業にあつては、一日の営業において約四十リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することができる貯水設備を有すること。
 - ロ 比較的大量の水を要しない営業にあつては、一日の営業において約八十リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することができる貯水設備を有すること。
 - ハ 比較的大量の水を要する営業にあつては、一日の営業において約二百リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することができる貯水設備を有すること。
- 二 従事者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。
 - イ 施設（全自動調理機を含む。ロ及びハにおいて同じ。）の全体の衛生状況を確認するための監視設備を有すること。
 - ロ 施設に異常が生じた場合に、当該施設の営業者が全自動調理機を停止することができる機能を有すること。
 - ハ 全自動調理機は、原材料の温度、調理の工程等の状況を監視し、異常が生じた場合に自動的に停止することができる機能を有すること。
 - ニ 全自動調理機は、外部からの汚染等を防止することができる構造であり、かつ、調理された食品に係る保管設備を有すること。
 - ホ 全自動調理機は、調理された食品について、一定の時間を経過した場合には、当該食品を提供しない機能を有すること。

へ 施設に異常が生じた場合に当該施設の営業者と連絡することができるよう、当該
 営業者の連絡先を掲示すること。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

下関漁港地方卸売市場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第十二号

下関漁港地方卸売市場条例の一部を改正する条例

下関漁港地方卸売市場条例（昭和四十八年山口県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二十八条に次の一項を加える。

2 知事は、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

- 一 取扱品目のうち食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号。以下「食品等持続的供給法」という。）第四十二条第一項に規定する指定飲食料品等（地方卸売市場において取扱予定のないものを除く。次号において同じ。）

二 前号に掲げる指定飲食料品等の食品等持続的供給法第四十二条第一項第一号に規定する指標

三 食品等持続的供給法第三十六条各号に掲げる措置の内容

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

下関漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

山口県知事 村岡嗣政

山口県条例第十三号

下関漁港管理条例の一部を改正する条例

下関漁港管理条例（昭和三十年山口県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。
別表の二の表給水施設の項中「四二四円」を「五二八円」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

山口県工業用水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

山口県知事 村岡嗣政

山口県条例第十四号

山口県工業用水道条例の一部を改正する条例

山口県工業用水道条例（昭和三十七年山口県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二小瀬川工業用水道の項中「七円」を「七円四十銭」に、「五円三十銭」を「五円四十銭」に、「二円九十銭」を「二円四十銭」に、「二円八十銭」を「二円七十銭」に改め、同表周南工業用水道の項中「六円二十銭」を「六円」に、「六十銭」を「五十銭」に、「一円二十銭」を「一円六十銭」に改め、同表向道・川上工業用水道の項中「四円九十銭」を「五円三十銭」に、「五円六十銭」を「五円八十銭」に、「五円十銭」を「五円四十銭」に、「四十銭」を「五十銭」に、「二円十銭」を「八十銭」に改め、同表厚東川工業用水道の項中「四円六十銭」を「五円十銭」に、「五円二十銭」を「五円八十銭」に、「二円二十銭」を「七十銭」に、

一円

を

六十銭

に改める。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

山口県知事 村岡嗣政

山口県条例第十五号

山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例

山口県学校職員定数条例（昭和三十一年山口県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「一、九五三人」を「一、九二四人」に、「二、四〇〇人」を「二、三七一人」に改め、同条第四号中「二、七八三人」を「二、七六三人」に、「一六五人」を「一六四人」に、「三、九四八人」を「二、九二七人」に改め、同条第五号中「四、八五一人」を「四、八一七人」に、「三二二人」を「三〇六人」に、「五、一六三人」を「五、一二三人」に改める。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

山口県知事 村岡嗣政

山口県条例第十六号

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職に属する学校職員の給与に関する条例（昭和二十七年山口県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第十四条の三第三項を削る。

第十八条の五第二項中「八千円」を「八千六百元」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第十八条の五第二項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。次項において同じ。)による改正後の一般職に属する学校職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和七年四月一日から適用する。
(へき地手当の内払)
- 3 学校職員が、この条例による改正前の一般職に属する学校職員の給与に関する条例の規定に基づいて令和七年四月一日以後の分として支給を受けたへき地手当は、改正後の条例の規定によるへき地手当の内払とみなす。

山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第十七号

山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

山口県立高等学校等条例(昭和三十九年山口県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

別表山口県立周防大島高等学校の項及び山口県立宇部西高等学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

山口県青少年自然の家条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第十八号

山口県青少年自然の家条例の一部を改正する条例

山口県青少年自然の家条例（昭和四十九年山口県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中山口県秋吉台青少年自然の家の項を削る。

第四条第一項の表中

山口県秋吉台青少年自然の家

を削る。

第五条、第十二条第一項及び第十三条中「、山口県秋吉台青少年自然の家」を削る。

別表中二の項を削り、三の項を二の項とする。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

山口県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

山口県知事 村岡嗣政

山口県条例第十九号

山口県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例

山口県迷惑行為防止条例（平成十二年山口県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第九条を第十七条とする。

第八条第一項中「前条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条を第十三条とし、同条の次に次の三条を加える。

第十四条 第六条第二項の規定に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

2 常習として前項の違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第十五条 第六条第一項の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

2 常習として前項の違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第十六条 第六条第四項の規定による命令に違反した者は、二十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

第七条を第十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

第十二条 第八条の規定による命令に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第六条を第十条とし、第五条の次に次の四条を加える。

(不当な客引き行為等の禁止)

第六条 何人も、公共の場所において、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

- 一 人の性的好奇心をそそる見せ物、物品若しくは行為又はこれらを仮装したものの観覧、販売又は提供について、客引きをすること。
- 二 歡樂的雰囲気醸し出す方法により客をもてなして飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供について、客引きをすること。
- 三 異性に対する好奇心をそそるような方法により客に接して飲食をさせる行為(酒類を提供するものに限り、かつ、歡樂的雰囲気醸し出す方法により客をもてなして飲食をさせる行為を除く。次号において同じ。)又はこれを仮装したものの提供について、客引きをすること。
- 四 人の性的好奇心をそそる行為を提供する営業、歡樂的雰囲気醸し出す方法により客をもてなして飲食をさせる行為を提供する営業又は異性に対する好奇心をそそるような方法により客に接して飲食をさせる行為を提供する営業に関する情報の提供について、利用者となるよう勧誘をすること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、他人に対し、身体若しくは衣服を捕らえ、所持品を取り上げ、進路に立ち塞がり、又はつきまとい、執ように客引きをすること。

2 何人も、対償を供与し、又はその供与の約束をして、他人に前項の規定に違反する行為をさせてはならない。

3 何人も、第一項第一号から第四号までに掲げる行為(以下「客引き等」という。)の状況等を勘案して公安委員会が定める地域内の公共の場所において、客引き等を行う目的で、公衆の目に触れるような方法により客引き等の相手方となるべき者を待つてはならない。

4 警察官は、前項の規定に違反して客引き等の相手方となるべき者を待つていると認められる者に対し、当該客引き等の相手方となるべき者を待つてことをやめるべき旨を命ずることができる。

(指示)

第七条 公安委員会は、前条第一項第一号の観覧、販売若しくは提供、同項第二号及び第三号の提供又は同項第四号の情報の提供を事業として行う者(以下「事業者」という。)又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該事業に関し、同項から同条第三項までの規定に違反した

ときは、当該事業者に対し、当該違反行為の再発を防止するため必要な指示をすることができる。
(事業の停止)

第八条 公安委員会は、事業者が前条の指示に従わなかったとき、又は事業者若しくはその代理人、使用人その他の従業者が当該事業に関し第六条第一項から第三項までの規定に違反したときは、当該事業者に対し、六月を超えない範囲内で期間を定めて当該事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(聴聞の特例)

第九条 公安委員会は、前条の規定により事業の停止を命じようとするときは、山口県行政手続条例(平成七年山口県条例第一号)第十二条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 前条の規定による処分に係る聴聞を行うに当たっては、その期日の一週間前までに、山口県行政手続条例第十四条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 前項の通知を山口県行政手続条例第十四条第三項に規定する方法によって行う場合においては、同条第一項の規定により聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、二週間を下回ってはならない。

4 前条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。
本則に次の一条を加える。

第十八条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第十二条又は第十四条から第十六条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

この条例は、令和八年六月一日から施行する。

山口県監査委員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第二十号

山口県監査委員条例の一部を改正する条例

山口県監査委員条例（昭和三十九年山口県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第七条の表中「第二十二条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

第八条中「第十三章」を「第十五章」に、「第八章第三節」を「第十章第三節」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第七条の表の改正規定及び第八条の改正規定（「第十三章」を「第十五章」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

令和八年三月二十四日印刷

発行人所

山口県知事庁